

■ 4条1項11号

不服 2021-003168

＜本願商標＞

「紗奈」(標準文字)

第3類「スキンケア用化粧品, 保湿用化粧品, 肌荒れ防止用化粧品」

※補正後の指定商品

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

引用商標1：

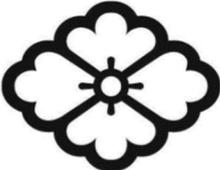
第3類「せっけん類, 香料類, 化粧品, 歯磨き」

引用商標2：

第3類「せっけん類, 香料類, 化粧品, 歯磨き」

引用商標3：

第3類「化粧品, せっけん類, 香料類, 歯磨き」

引用商標4：  


第3類「せっけん類, 歯磨き, 化粧品」

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

### (1) 本願商標と引用商標の類似

#### ア 本願商標について

本願商標は、「紗奈」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「紗」の漢字は「サ」又は「シャ」と発音し、「薄い絹織物。」の語義を有するもので、「奈」の漢字は「ナ」と発音し、「いかん。」の語義を有する（「大辞泉 第2版」小学館）ところ、両文字を結合して特定の意味を有する成語や慣用語となるものではなく、具体的な意味合いを認識させるものではない。

そして、本願商標の構成文字（「紗」、「奈」）はいずれも人名に用いられる漢字（「赤ちゃんの【幸せ】名づけ事典」（株式会社ナツメ社発行）、「世界一の幸せを贈る 赤ちゃんの名前」（株式会社永岡書店発行）、請求人提出の参考資料1の1、2）であるから、構成文字全体をして何らかの人名を表してなる可能性を示唆するもので、両文字を結合した発音としては「サナ」が自然である。

そのため、本願商標は、その構成文字に相応して、「サナ」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

#### イ 引用商標について

(ア) 引用商標1は、「SANA」の欧文字を横書きしてなるところ、これは特定の意味を有する成語や慣用語ではなく、具体的な意味合いを認識させるものではない。

そうすると、引用商標1は、その構成文字に相応して、「サナ」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

(イ) 引用商標2は、・・・、「SANA」（2文字目及び4文字目の「A」の欧文字の横棒は省略されている。）の欧文字を表してなるところ、これは特定の意味を有する成語や慣用語ではなく、具体的な意味合いを認識させるものではない。

そうすると、引用商標2は、その構成文字に相応して、「サナ」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

(ウ) 引用商標3は、「サナ」の片仮名を横書きしてなるところ、これは特定の意味を有する成語や慣用語ではなく、具体的な意味合いを認識させるものではない。

そうすると、引用商標 3 は、その構成文字に相応して、「サナ」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

(エ) 引用商標 4 は、・・・、上部に 4 つの花びらを組み合わせた図形を、その下部に「SANA」（2 文字目及び 4 文字目の「A」の欧文字の横棒は省略されている。）の欧文字を表してなるところ、当該文字部分は特定の意味を有する成語や慣用語ではなく、その図形部分を含めて、具体的な意味合いを認識させるものではない。

そうすると、引用商標 4 は、その構成文字に相応して、「サナ」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

#### ウ 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観については構成文字の文字種（漢字と欧文字、片仮名）や図形部分の有無に差異があるものの、称呼については共通する称呼（サナ）が生じるもので、また、観念についてはいずれも特定の観念が生じないから比較できないものの、それぞれの構成文字（「紗奈」と「SANA」及び「サナ」）は、漢字とローマ字及び片仮名の文字表示を相互に変更するにすぎず、これらを総合して記憶される印象は近似したものになる。

そうすると、本願商標は、引用商標とは、外観、称呼及び観念が与える印象、記憶等を総合して全体的に考察すると、これを同一又は類似の商品について使用するとき、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるから、類似する商標というべきである。

#### (2) 請求人の主張

ア 請求人は、本願商標「紗奈」は、人名（特に女性の名前）を想起させるもので、それを「すずな」や「しゃな」と読む人物が存在するから、「サナ」の称呼だけでなく、「スズナ」及び「シャナ」の称呼も自然に生じる旨を主張する。

しかしながら、人名の読み方には当て字を含めた多様な読み方があり得るとしても、本願商標のような構成文字で、特段の振り仮名がない状態では、上記（1）アのとおり、「サナ」の称呼が生じるというのが自然である。

なお、「明治安田生命」のウェブサイトの「名前ランキング 読み方ベスト 50」によれば、女の子の 15 位に「サナ」の読み方が掲載されているが、「スズナ」及び「シャナ」の読み方の掲載はない ([https://www.meijiyasuda.co.jp/enjoy/ranking/read\\_best50/girl.html](https://www.meijiyasuda.co.jp/enjoy/ranking/read_best50/girl.html)) ことに鑑みても、本願商標から自然に生じる称呼は、「サナ」というのが妥当であって、「ス

ズナ」及び「シャナ」の称呼も自然に生じるとの請求人主張は直ちに受け入れ難い。

イ 請求人は、本願商標の指定商品の需要者は、化粧品の効果や成分などを注意深く調べて慎重に確認した上で商品購入する傾向があり、また、連続して同一の商品を使用する傾向もあるから、商品の出所の識別に当たって称呼のみで判断するというよりも外観等の印象も重視して類否を判断する実情があるというべきで、そのような取引の実情を考慮すれば、本願商標から生じる称呼の一つが引用商標と共通する場合があったとしても、外観の相違から生じる印象を凌駕しない旨を主張する。

しかしながら、本願商標と引用商標は、上記（１）ウのとおり、外観において文字種の差異があるとしても、称呼を共通にするもので、観念は比較できないとしても、それぞれの構成文字は漢字とローマ字及び片仮名の文字表示を相互に変更するにすぎず、これらを総合して記憶される印象は近似したものになるから、全体的に考察すると、商品の出所について混同を生ずるおそれがあり、互いに類似するというべきである。

なお、当審における顕著な事実として、会社名やブランド名について、漢字とローマ字及び片仮名の文字表記を相互に変更することも一般的に行われている実情（例えば「資生堂」と「SHISEIDO」、「花王」と「Kao」など）があることを踏まえても、請求人主張の取引の実情の有無に関わらず、本願商標と引用商標は類似するという事に支障はない。

ウ 請求人は、過去の審決例や商標登録例を掲げて、本願商標と引用商標とは、外観において顕著な相違があるから、非類似というべきである旨を主張する。

しかしながら、過去の審決例や登録例は、本願商標の登録適格性の判断に直接影響を与えるものではなく、また、請求人の援用する審決例や商標登録例は、本願商標とは異なる商標に係るものであるから、本願商標と引用商標の類似に係る上記結論に影響しない。

### （３）本願商標と引用商標の指定商品の類似

（中略）

### （４）結論

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは類似する商標であって、その指定商品も引用商標の指定商品と同一又は類似する商品について使用をするものであるから、商標法第４条第１項第１号に該当するもので、登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「紗奈」と引用商標「SANA」、「サナ」等は、外観、称呼及び観念が与える印象、記憶等を総合して全体的に考察すると、これを同一又は類似の商品について使用するときは、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるから、類似する商標というべきである、と判断されました。

一見、本事件においても、近年の審決でよく見られる「称呼を共通にする場合があるとしても、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察」すれば非類似であるという判断がされるかと思いきや、類似と結論付けられており、第一印象としては意外性を感じた次第です。

過去に本ページで紹介した『23. 「詩音」と「Sion」は類似?』や、『71. 「KUMIKI」と「組器」は類似?』の審決では、上述のように全体考察によって非類似と判断されたわけですが、本事件とは何が異なるのでしょうか。

審決を読んでもみると、これらの事件が本事件と異なる点としては、いずれかの商標より複数の称呼が生じていたり、何らかの観念が生じていたりしている点が考えられそうです。

この点、請求人もよく理解しているようで、本願商標「紗奈」からは「サナ」のほかに「スズナ」や「シャナ」の称呼をも生じると主張しています。しかし、審決では、あくまで自然に生じる称呼は「サナ」であるとして、その主張は認められませんでした。

観念についても、いずれも「特定の観念は生じない」とされており、本願商標から、たとえば『「紗奈」という人名』の観念が生じるとは認定されませんでした。

なお、観念については、『いずれも特定の観念が生じないから比較できないものの、それぞれの構成文字（「紗奈」と「SANA」及び「サナ」）は、漢字とローマ字及び片仮名の文字表示を相互に変更するにすぎず、これらを総合して記憶される印象は近似したものになる。』という、珍しいタイプの言及がされています。

原則的な類否判断の手法に基づけば、本願商標と引用商標が類似とされたことについては何もおかしくはないでしょう。ただ、個人的には、外観、称呼、観念のそれぞれの比較については、もう少し詳細な言及があっても良かったように思います。

ちなみに、結論が変わらないので言及が面倒だったのかもしれませんが、少なくとも引用商標2及び4については、非類似と判断される余地もあったのではないのでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)  
<2021年11月2日>